

## 日本経済の進路と戦略（抜粋）

—平成20年1月17日 経済財政諮問会議—

### 第4章 安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築に向けて

#### （2）社会保障と税の一体的改革

##### ④少子化

国民の希望する結婚・出産・子育てを実現できる社会とするため、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略<sup>17</sup>並びに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」<sup>18</sup>及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」<sup>19</sup>に基づき、働き方の改革による男女双方の仕事と生活の調和の実現、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の社会的基盤の充実の2つの取組を、車の両輪として進める。

このために必要な財源については、その負担を次世代に先送りすることなく、現時点で手当をするよう、税制改革の議論と並行して引き続き検討を進めるとともに、包括的な次世代育成支援を行うための社会全体（国・地方・事業主・個人）の負担の在り方・制度的枠組みの検討に直ちに着手の上、速やかに進める。

<sup>15</sup> 「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日）

<sup>16</sup> 「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）

<sup>17</sup> 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月18日）

<sup>18</sup> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日）

<sup>19</sup> 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日）

働きながら安心して子どもを産める社会に  
～ 利用者本位の少子化対策を ～

平成19年12月21日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗富士夫

八 代 尚 宏

わが国では、平成元年の1.57ショック以降、少子化対策が講じられてきたが、いまだ出生率低下の流れは止まっていない。これは、出産や育児のみならず、将来の雇用や所得への不安の裏返しともいえる。子どもを持ちたいすべての夫婦が安心して家族を増やせる社会、経済的懸念や仕事のために出産をあきらめることがない社会をつくるのが政府の役割である。持続的な経済成長を実現させることとあわせて、効果的かつ集中的な少子化対策を講じなくてはならない。

1. 少子化の流れが止まらない日本

- 就労か出産か、の二者択一
  - 職場に代替要員が確保されておらず、育児休業をとりにくい雰囲気
  - 雇用保障の弱いパートタイム労働者等は育児休業の取得が事実上困難
  - 多様な働き方が用意されておらず、出産後の子育てとの両立が困難
- 画一的で多様なニーズに応えられない保育サービス
  - 都市部を中心に保育所の数が不足、また、夜間や休日保育の利用制約
  - 年度途中での入所が簡単でなく、短時間の利用に制限があるなど、出産後のすみやかな職場復帰が困難
  - 保育ママ、認定こども園などの多様な保育サービスの欠如
- 出産への不安
  - 過重勤務・訴訟リスク等による産科医不足
  - 妊婦健診費用・分娩費用の負担など出産への不安
  - 育児の孤立化に伴う育児不安
- 家族政策への支出割合の低さ
  - 諸外国に比べて低い、社会保障費に占める家族政策への支出割合

### 【参考：少子化の流れを反転させた諸外国の特色】

- ◇ フランス…労働時間の短縮、保育所不足を補う保育ママ制度、手厚くきめ細かい手当、子どもを持つ家庭に有利な所得税制、その他諸制度
- ◇ スウェーデン…育児休業（0～1歳児に対応）と保育所サービス（1歳児以降に対応）の幅広い活用、短時間勤務など復職後の柔軟な働き方、等
- ◇ イギリス…企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援、父親休暇の創設、有給出産休暇期間の拡大、保育サービスの拡充、等

## 2. 少子化の流れを止めるための7つの提案

### 【保育サービスにおけるメニューの多様化と量的拡大を実現する】

- ① 保育所以外の保育サービスも全国各地域で利用できるようにする  
認定こども園の認定手続の簡素化や省庁をまたがる補助金の一元化を図るべきである。また、保育ママ制度及び一時預かり制度の位置付けの明確化を行い、早急に普及を図るべきである
- ② 保育所の入所待ち児童の完全な解消を実現する  
施設基準の見直し等により、地価が高い都市部での整備がし易いようにすべきである。また、公立保育所の民間委託・委譲を進め、経営の効率化を図るべきである
- ③ 利用者の選択を保証する（注）  
市町村が利用者を割り当てる現行の仕組みを改め、子育てを行うすべての人が、保育サービスを自ら選択できる制度体系を構築すべきである  
注）現行制度では、保育所の利用に際して、希望は聞きつつも最終的には市町村が利用保育所を決定する仕組みなので、保育所間の競争が働きにくい。また、居住地と異なる市町村の保育所への入所は優先順位が低い、などの問題がある

### 【出産・育児への経済的支援を効果的に行う】

- ④ 妊婦健診の費用負担を軽減する  
現行の取組を検証し、不十分な場合には、新たな対応を検討すべきである（自治体の無料健診への取組状況、妊産婦や医療機関の意見の収集、諸外国での健診費用・出産費用の健康保険での取扱い等を検証）

⑤ 児童手当・税の扶養控除のあり方を再設計する

より少ない財源でより多くの効果が得られるよう、児童手当・税の扶養控除のあり方を検討すべきである。所得に応じて切れ目なく対応がなされる「給付付き税額控除制度」についても、諸外国の実施状況等を参考にして検討する

【働き方の多様化を進め、ワーク・ライフ・バランスを実現する】

⑥ 官民連携によってワーク・ライフ・バランスを推進する

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議で、短時間勤務やテレワークの拡大など、柔軟で多様な働き方の推進に向け、今後、企業の具体的取組みを検討すべきである

⑦ 多様な働き方に対応した税・社会保障制度を構築する

働き方に中立的な税・社会保障制度を構築し、働く意欲を削がない仕組みにすべきである

3. 今後の進め方

- ・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議のとりまとめを踏まえ、総合的な少子化対策の制度体系について早急に検討を開始し、新たに設置される社会保障国民会議とも連携をとって、来春を目途に国民にわかりやすく具体案を提示することが必要である
- ・ 経済財政諮問会議においても中間段階での報告を求め、継続的に議論を行うこととしたい。また、ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進状況や官民トップ会議での議論の状況についても報告をお願いすることとしたい

## 成長戦略 I:「新雇用戦略」の全体像

平成20年2月15日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

「全員参加の経済戦略」の第一弾として、働く意欲のあるすべての人々が年齢や世帯の構成、就業の形態にかかわらず能力を発揮することを目指し、以下の内容を骨子とする「新雇用戦略」を策定すべきである。

### I: 対象別に講ずべき対策

#### 1. 女性 = 「新待機児童ゼロ作戦」の策定等

目標: サービスが利用できないために就業を断念することのないよう、2010 年代半ばまでに、対象年齢児童の5割程度が子育てサービスを受けられるようにする。  
それに向け、2009 年度から 2011 年度までの3か年において、緊急のサービス整備を行う。

#### ① 子育てサービスの緊急整備

- 子育てサービスの利用率(現行3割)を5割程度に上げるためには、おおむね、就学前児童(0~5歳)で100万人分、小学校低学年児(6~8歳)で100万人分、計200万人分のサービス量の追加が必要である
- 第2次ベビーブーム世代が30代半ばを迎えていることから、ここ数年間の取り組みを加速化することが重要である。このため、現行の「子ども・子育て応援プラン」(2005~2009年度)を前倒して見直し、2009年度からの3か年で緊急にサービス整備を行うプランを策定する
- 新たなプランでは、利用者の希望(半日単位、隔日利用等)を重視し、認可保育所だけに依存するのではなく、より弾力的な利用が可能である以下の“新保育サービス”の整備に重点を置く
  - ・ 保育ママ・・・質を担保しつつ大幅に増員できるよう制度化を早急に行うとともに、子育て経験者から保育ママへの養成を急ピッチで行う
  - ・ 認定こども園・・・既存の幼稚園から認定こども園への実効ある転換誘導策を講じる

- ・ 企業内保育所・・・一層の推進、地域開放
- ・ 放課後児童クラブ・・・利用率(現行2割)を倍増させ4割にする
- ・ 認可外保育所・・・子育てサービスの一翼を担うものとなるよう育成を図る

## ② 利用者が選択できる仕組みへの転換

- 市町村が利用者を割り当てる現行の仕組み(措置制度)を改め、子育てを行うすべての人が保育サービスを自ら選択できるようにする。そのための制度体系について早急に具体的検討を行う

## ③ 推進体制の改革(二重行政の解消)

- 認定こども園、放課後子どもサービスについて、拡大の障害の一因となっている「二重行政の解消」を進める。この場合、
  - ・ 二重行政となっている厚生労働省と文部科学省の補助や指導監督体系を内閣府に移管し、一元的な運用を行う
  - ・ 厚生労働省と文部科学省の所管に重なりが生じないよう、児童の一定年齢で区分するなど明確な基準で分担を分け直すなど、思い切った改革を行う

## ④ 育児休業制度の拡充と在宅勤務(テレワーク)の推進

- 育児休業規定を整備していない事業所の解消、育児期の短時間勤務制度の促進を図る
- 在宅勤務(テレワーク)の普及のため、モデル事業の推進や、在宅での労働時間の配分が労働者の裁量に委ねられることを基準とする在宅勤務にふさわしい労働法制の検討を行う

## 2. 若者= ジョブ・カードの全国展開

目標:2010年代半ばまでに、フリーターを現在(187万人)より50万人以上減少させることを目指し、ジョブ・カードの拡充等を図る。

### ① ジョブ・カードの全国展開

- 2008 年度中にジョブ・カード制度を全国的に展開する。また、協力企業の確保、希望者に対するキャリア・コンサルティング窓口の全ハローワークへの設置を進める

## ② 短期雇用者のキャリアアップ支援

- 企業内で働いているパート労働者などの短期雇用者が、ジョブ・カードを利用して能力向上やキャリアアップを図ることを支援するとともに、適正な評価を通じた待遇の改善を図る

## ③ 最低賃金の引上げ

- 働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等における生産性向上とともに、最低賃金の引上げを進める

## 3. 高齢者＝「70歳現役社会」の実現

目標：団塊世代の能力が定年後も十分活用されるよう、希望者は、70歳まで安定的に働けるようにする。

### ① 新たな高齢者雇用ルールを検討

- 60歳以降も意欲・能力・体力に応じて働き続けられるよう、短時間勤務制度や成果主義賃金の導入など、処遇体系の多様化を促進する
- 現行の継続雇用では、定年後は、嘱託等の呼称で1年間の雇用契約を更新する方式が一般的であり、不安定である。より長期の雇用契約を可能とするため、現役世代とは異なる柔軟な雇用ルールを新たに設定することを検討する

### ② 高齢者向けジョブ・カードの整備、起業支援

- 高齢者向け「ジョブ・カード」の整備、キャリア・コンサルティングから職業紹介、起業支援などを促進する「ワンストップ・サービス」の実施により、65歳以降の再就職・就業を支援する

## II：上記を実現するための共通的な対策

### 1. ワーク・ライフ・バランスの実現

- 仕事と家庭の両立に向けて、行動指針の数値目標が着実に実行されるよう検証していく

### 2. 就労に中立的な税・社会保障制度の整備

- 年齢や性別、世帯の構成にかかわらず就労に中立的な税・社会保障制度のあり方を検討する

# 新雇用戦略の全体像

○「新雇用戦略」；働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、全員が経済活動に参加する環境整備を目指す

## 女性

### 「新待機児童ゼロ作戦」の策定等

(目標)

2010年代半ばまでに、対象年齢児童の5割程度が子育てサービスを受けられるようにする。それに向け、2009年度から2011年度までの3か年において、緊急のサービス整備を行う。

(政策)

1. 子育てサービスの緊急整備
2. 利用者が選択できる仕組みへの転換
3. 推進体制の改革（二重行政の解消）
4. 育児休業制度の拡充と在宅勤務(テレワーク)の推進

## 若者

### ジョブ・カードの全国展開

(目標)

2010年代半ばまでに、フリーターを現在(187万人)より50万人以上減少させることを目指し、ジョブ・カードの拡充等を図る。

(政策)

1. ジョブ・カードの全国展開
2. 短期雇用者のキャリアアップ支援
3. 最低賃金の引上げ

## 高齢者

### 「70歳現役社会」の実現

(目標)

団塊世代の能力が定年後も十分活用されるよう、希望者は、70歳まで安定的に働けるようにする。

(政策)

1. 新たな高齢者雇用ルールを検討
2. 高齢者向けジョブ・カードの整備、起業支援

### ワーク・ライフ・バランスの実現

・仕事と家庭の両立に向けて、行動指針の数値目標が着実に実行されるよう検証していく

### 就労に中立的な税・社会保障制度の整備

・年齢や性別、世帯の構成にかかわらず就労に中立的な税・社会保障制度のあり方を検討する

(参考)数値目標：10年後の就業率

・25～44歳女性 64.9% → 69～72%

・25～34歳男性 90.3% → 93～94%

・60～64歳男女 52.6% → 60～61%

・65～69歳男女 34.6% → 38～39%